（第一面）

**建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書**

年　　月　　日

　建築主事

住所

提出者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能に向上等に関する法律施行規則第３条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

【１.省エネ適合性判定通知年月日及び番号】

 　　　　　　　　　年　　月　　日　第　　　　　　　号

【２.設計者】

 　【イ.資格】　　　　　（　　　）建築士　　（　　　　　　）登録第　　　号

 　【ロ.氏名】

 　【ハ.建築士事務所名】（　　　）建築士事務所（　　　　）知事登録第　　号

 　【ニ.郵便番号】

 　【ホ.所在地】

 　【ヘ.電話番号】

【３. 工事名称（建物名称）】

【４.敷地の地名地番】

【５.変更の内容】

□ルートＡ　建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更

□ルートＢ　一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更

□ルートＣ　建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消費

性能基準に適合することが明らかな変更（根本的な計画の変更を除く）

【６.備考】

（注意）

1 提出部数は、正本1部及び副本1部とします。（副本は写しをもって代えることができます。）

2 【５．変更の内容】において、ルートＡにチェックをした場合は第二面に、ルートＢにチェックをした場合は第三面に必要事項を記入した上、変更内容を説明するための図書を添付してください。また、ルートＣにチェックをした場合は軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。

（備考）

＊この軽微な変更説明書の副本は、確認済証に添えて大切に保管してください。

上記のとおり報告がありました。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所長等 | 課長等 | 課長補佐等 | 主査等 | 担　当 | 起案 | 決裁 |
|  |  |  |  |  | 意見等 |

（第二面）

［ルートＡ　建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更］

|  |
| --- |
| 【１．変更内容】* 建築物高さ又は外周長の減少
* 外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少
* 空気調和設備等の効率の向上又は損失の低下となる変更（制御方法の変更を含む。）
* エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設
 |
| 【２．変更内容の詳細】 |

（注意）

1 全ての変更内容を記入した上、その変更内容を示す図書を添付してください。

（第三面）

［ルートＢ　一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更］

|  |
| --- |
| 【１．変更前の一次エネルギー消費量に関する事項】　　ＢＥＩ＝（　　　　　）≦　０．９ |
| 【２．変更内容の概要】　【イ．空気調和設備】　【ロ．機械換気設備】　【ハ．照明設備】　【ニ．給湯設備】　【ホ．太陽光発電設備】 |

（注意）

1全ての変更内容の概要を記入した上、該当の項目についての第三面別紙とその変更内容を示す図書を添付してください。なお、第三面別紙は「モデル建物法入力シート」の「入力確認」のシートに必要事項を追記し提出することで、これに代えることができます。

2 変更前のBEIが０．９を超えている計画については、ルートＣでの検討となります。

3 コージェネレーション設備に係る変更については、ルートＣでの検討となります。

（第三面　別紙）

［空気調和設備］

次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

|  |
| --- |
| □（イ）外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率若しくは窓の平均日射熱取得率の増加（５％を超えない場合に限る。）又は減少□外壁性能　□外壁の平均熱貫流率　　　　　　　　　変更前（　　　　　　）変更後（　　　　　　）　　　　　　　　　増加率（　　　　　）％　＜　５％　　　　　　　　　変更内容（　　　　　　　　　　　　　　　　）□屋根の平均熱貫流率　　　　　　　　　変更前（　　　　　　）変更後（　　　　　　）増加率（　　　　　）％　＜　５％　　　　　　　　　変更内容（　　　　　　　　　　　　　　　　）□外気に接する床の平均熱貫流率　　　　　　　　　変更前（　　　　　　）変更後（　　　　　　）増加率（　　　　　）％　＜　５％　　　　　　　　　変更内容（　　　　　　　　　　　　　　　　）　　□窓性能　　□外壁面に設置される窓の平均熱貫流率変更前（　　　　　　）変更後（　　　　　　）増加率（　　　　　）％　＜　５％　　　　　　　　　変更内容（　　　　　　　　　　　　　　　　）□外壁面に設置される窓の平均日射熱取得率変更前（　　　　　　）変更後（　　　　　　）増加率（　　　　　）％　＜　５％　　　　　　　　　変更内容（　　　　　　　　　　　　　　　　）□屋根面に設置される窓の平均熱貫流率変更前（　　　　　　）変更後（　　　　　　）増加率（　　　　　）％　＜　５％　　　　　　　　　変更内容（　　　　　　　　　　　　　　　　）□屋根面に設置される窓の平均日射熱取得率変更前（　　　　　　）変更後（　　　　　　）増加率（　　　　　）％　＜　５％　　　　　　　　　変更内容（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □（ロ）熱源機器の平均効率の１０％を超えない低下　　□熱源　　　□熱源効率（冷房、一次エネルギー換算）変更前（　　　　　　）変更後（　　　　　　）低下率（　　　　　）％　＜　１０％　　　　　　　　　変更内容（　　　　　　　　　　　　　　　　）□熱源効率（暖房、一次エネルギー換算）変更前（　　　　　　）変更後（　　　　　　）低下率（　　　　　）％　＜　１０％　　　　　　　　　変更内容（　　　　　　　　　　　　　　　　） |

（注意）

1 （イ）及び（ロ）の両方に該当する場合は、ルートＣでの検討となります。

（第三面　別紙）

［機械換気設備］

一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

|  |
| --- |
| □機械室□（イ）送風機の電動機出力の１０％を超えない増加　　□単位送風量あたりの電動機出力　　　　　　変更前（　　　　　　）変更後（　　　　　　）　　　　　　増加率（　　　　　）％　＜　１０％　　　　　　変更内容（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □便所□（イ）送風機の電動機出力の１０％を超えない増加　　□単位送風量あたりの電動機出力　　　　　　変更前（　　　　　　）変更後（　　　　　　）　　　　　　増加率（　　　　　）％　＜　１０％　　　　　　変更内容（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □駐車場□（イ）送風機の電動機出力の１０％を超えない増加　　□単位送風量あたりの電動機出力　　　　　　変更前（　　　　　　）変更後（　　　　　　）　　　　　　増加率（　　　　　）％　＜　１０％　　　　　　変更内容（　　　　　　　　　　　　　　　　）　　□（ロ）一次エネルギー消費量の算定対象となる床面積の５％を超えない増加変更前（　　　　　　）変更後（　　　　　　）　　　　増加率（　　　　　）％　＜　５％変更内容（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □厨房□（イ）送風機の電動機出力の１０％を超えない増加　　□単位送風量あたりの電動機出力　　　　　　変更前（　　　　　　）変更後（　　　　　　）　　　　　　増加率（　　　　　）％　＜　１０％　　　　　　変更内容（　　　　　　　　　　　　　　　　）　　□（ロ）一次エネルギー消費量の算定対象となる床面積の５％を超えない増加変更前（　　　　　　）変更後（　　　　　　）　　　　増加率（　　　　　）％　＜　５％変更内容（　　　　　　　　　　　　　　　　） |

（注意）

1 （イ）及び（ロ）の両方に該当する場合は、ルートＣでの検討となります。

（第三面　別紙）

［照明設備］

一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、単位床面積あたりの照明設備の消費電力の１０％を超えない増加に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

|  |
| --- |
| 室用途（　　　　　　　）□照明器具の単位床面積あたりの消費電力　　　　変更前（　　　　　　）変更後（　　　　　　）　　　　増加率（　　　　　）％　＜　１０％　　　　変更内容（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 室用途（　　　　　　　）□照明器具の単位床面積あたりの消費電力　　　　変更前（　　　　　　）変更後（　　　　　　）　　　　増加率（　　　　　）％　＜　１０％　　　　変更内容（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 室用途（　　　　　　　）□照明器具の単位床面積あたりの消費電力　　　　変更前（　　　　　　）変更後（　　　　　　）　　　　増加率（　　　　　）％　＜　１０％　　　　変更内容（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 室用途（　　　　　　　）□照明器具の単位床面積あたりの消費電力　　　　変更前（　　　　　　）変更後（　　　　　　）　　　　増加率（　　　　　）％　＜　１０％　　　　変更内容（　　　　　　　　　　　　　　　　） |

（注意）

1 欄が足りない場合は適時追加してください。

（第三面　別紙）

［給湯設備］

一次エネルギー消費量の算定対象となる湯の使用用途毎に、給湯設備の平均効率の１０％を超えない低下に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

|  |
| --- |
| □洗面手洗い□熱源効率　　変更前（　　　　　　）変更後（　　　　　　）　　　　低下率（　　　　　）％　＜　１０％　　　　変更内容（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □浴室□熱源効率　　変更前（　　　　　　）変更後（　　　　　　）　　　　低下率（　　　　　）％　＜　１０％　　　　変更内容（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □厨房□熱源効率　　変更前（　　　　　　）変更後（　　　　　　）　　　　低下率（　　　　　）％　＜　１０％　　　　変更内容（　　　　　　　　　　　　　　　　） |

（第三面　別紙）

［太陽光発電設備］

次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

|  |
| --- |
| □（イ）太陽電池アレイのシステム容量の２％を超えない減少変更前（　　　　　　）変更後（　　　　　　）　　　減少率（　　　　　）％　＜　２％　変更内容（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □（ロ）パネルの方位角の３０度を超えない変更又は傾斜角の１０度を超えない変更変更前（　　　　　　）変更後（　　　　　　）　　　変更角度（　　　　　）　　　変更内容（　　　　　　　　　　　　　　　　） |

（注意）

1 （イ）及び（ロ）の両方に該当する場合は、ルートＣでの検討となります。

2 パネル毎の検討となります。欄が足りない場合は適時追加してください。